

③7 覚(盆正礼定、新亡布施覚、
ぼんしょうれいさだめ しんもうふ せ おぼえ
 年回布施等金額に付觸渡)
ふれわたし

慶応3年(1867)7月

現代における仏式の葬儀において、葬儀を執行する僧侶や寺院に納める「布施」の金額は、非常に大きな関心事となっています。この史料は幕末期の吾妻地域において、檀那寺から村の世話人に向けて出された「布施」に関する規約です。盆正礼(盆)、新亡布施(葬儀)、年回布施(年忌供養)それぞれについて、戒名の位ごとに金額を定めていることがわかる興味深い史料です。

関縁家文書 P7801 No.489
 (吾妻郡東吾妻町植栗)

【37】 覚(盆正礼定、新亡布施覚、年回布施等金額に付觸渡)



〔釈文〕

覚

盆正礼定

一青銅四拾疋

一同三拾疋

一同式拾疋

一同十疋

院号納

居士号納

信士号納

禅定門納

新亡布施定

一金貳両也

一同壹両也

一同貳両也

一同貳百疋

一同貳百疋

居士号の金
(のぶせ)

野布施

進物料

帯代

三日法事

一金壹両也

一同貳百疋

一同壹両也

一同百疋

一同百疋

信士号の金

野布施

進物料

帯代

三日法事

別

一 金壹分

一 同式朱

一 同式朱

一 青銅式拾疋以上

年回布施

一 金貳百疋

一 信士号

一 同五拾疋

右之通り

一 白米壹両ニ付五斗以上供也、

一 応々下直ニ相成候節ハ、

一 誉上人代之定ニ復シ

可レ申候、以上

善導寺院代

慶応三年 卯七月

真隆判

右之通り当七月四日触渡申候

世話人 村々一同

別

一 金壹分

一 同式朱

一 同式朱

青銅式拾疋以上

年回布施

一 金貳百疋

一 信士号

一 同五拾疋

右之通り

一 白米壹両ニ付五斗以上供也、

一 応々下直(したね)ニ相成候節ハ、

一 誉上人代之定ニ復シ

善導寺院代

慶応三年 卯七月

真隆判

右之通り当七月四日触渡申候

世話人 村々一同